

# 診療契約上の守秘義務について

## メディカルオンライン医療裁判研究会

### 【概要】

本件は、H大学歯学部在籍中、HIV感染症の診断を受け、I大学医学部附属病院において受診していたAが、I病院の医師がHIV感染症に係るAの病状をAの承諾なくカルテに基づきH大学歯学部教授に対して漏示したために、Aが医療機関に対する不信を抱き、他の医療機関に転院せざるを得ず、また、HIV感染症の患者の人権や教育が保障されることは困難であるとしてH大学を退学せざるを得なくなり、甚大な精神的損害を被った旨を主張して、I大学の設置者であるKに対し、診療契約上の守秘義務違反に基づく損害賠償として慰謝料1000万円の支払を求めた事案である。

なお、Aは、昭和62年4月、H大学歯学部に入學し、平成8年6月30日、H大学を退学した。

キーワード: HIV感染, 守秘義務, 開示の正当性

判決日: 東京地裁平成11年2月17日判決

結論: 請求棄却・控訴(請求額1000万円)

### 【事実経過】

#### 1. AのHIV感染の事実と第3内科の対応

平成5年12月初旬ころ J市中央保健所においてHIV抗体検査(スクリーニング検査)を受け、検査の結果、HIV陽性であることが判明

中央保健所の所長は、HIV患者の治療に関して第一人者であるO教授に電話で検査結果を報告し、HIV感染症の確定診断、その治療と健康管理、及び2次感染防止の指導等を依頼した。

数日後、O教授は、第3内科科長のQ教授とともにAに会い、今後の治療については、主に第3内科のP医師が外来でAを診るが、O教授とQ教授もそれを補佐すると話した。

12月27日 HIV確認検査及び免疫学的検査が実施された。

平成6年1月10日 検査の結果、HIV感染の事実が確認された。HIV感染症の治療等を目的とする診療

契約(本件診療契約)を締結、専らP医師がAを診察した。

Aは、H大学のR歯学部長らに対し、HIV感染の事実と学業継続の意思を伝えた。

P医師、Q教授及びO教授はAと面談し、今後の治療や2次感染防止の必要性などについて話をした。O教授は、Aを外来で直接診察することはなかったが、Aに対する診療において、O教授が開発に関与した治験薬の投与、検査データの分析等によるAの症状観察及び治験薬効果の判定、並びに治療方針の決定などについて、P医師と討論したり、助言を与えたりした(ゆえに、O教授は本件診療契約につき守秘義務を負うと認定された)。

#### 2. Aによる感染事実の歯学部教授への開示

平成6年1月10日 歯学部第1口腔外科講座S教授、口腔細菌学講座T教授、R歯学部長に対して、HIVの検査結果が陽性であったことを話した。

1月11日 R歯学部長が第3内科科長のQ教授にAの HIV 感染の真偽について問い合わせをした。Q教授は、Aの了解をとった上で、翌12日、Aの HIV 感染が事実である旨回答した。

1月19日 Aは歯学部補綴学第2講座のU教授に検査結果のコピーを示して HIV に感染していることを話した。

### 3. 歯学部の対応

歯学部は、R歯学部長、歯学部教育委員長V教授及び補導委員長U教授の3名(以下「歯学部3教授」という。)でAに対応することとし、U教授がAに対しカウンセリングの指導を行い、歯学部内外との連絡等はV教授がすることなどを決めた。

V教授は、O教授に対し、HIV 感染症の専門家としてのアドバイスを求め、O教授は、V教授の要請に応じることとした。

平成6年2月23日 O教授は、歯学部3教授と会談をし、O教授は歯学部3教授に対して、HIV 感染症の一般論、Aの免疫機能が正常者の半分くらいであることなどのAの病状の概略、Aに対する今後の治療方針や見通し、2次感染を防ぐことの重要性、特に性的交渉に関しては十分にAを諭す必要があることなどについて説明をした。

説明後、V教授は、3月8日に予定されているA及びその両親(以下、この3名を併せて「Aら」という。)と歯学部3教授との面談に、O教授も出席してほしい旨を依頼し、同教授はこれを承諾した。

3月2日 歯学部3教授とAとの面談があり、歯学部3教授が歯学部側の窓口として対応することがAに伝えられた。

3月8日 歯学部3教授とAらとの面談が行われ、V教授が、歯学部として勉学に支障がないよう支援していくこと、Aの病状推移の見通しについては主治医と相談する必要があることなどを説明した。

Aらは、Aが学業を継続し卒業することを希望し、歯学部が支援することについては好意的に受け止めた。

O教授は、専門家として、HIV 感染症一般の説明をした。その後、Aの健康状態が話題になったため、O教授は、第3内科に電話をし、Aの通院状況、血糖値、リンパ球の数及びCD4とCD8との比等を問い合わせた上、面談の出席者らに対し、Aの免疫不全状態はある程度進行しており、このまま進むと結核その他の日和見感染に注意しなければならないので、規則正しい生活を心がけるようにすべきであるという趣旨の話をした。Aは、O教授が第3内科に電話でAの病状を確認し、面談の場において公表したことについて格別の異議を述べなかった。

3月16日 歯学部教授懇談会において、U教授がそれまでのAらへの対応の経過について一通り説明した後、O教授による HIV 感染症についての講演が行われた。この講演の内容は、同年2月3日の歯学部3教授との会談や3月8日のAらとの面談の際に示されたものとほぼ同じだった。

4月20日 歯学部教授会が開催され、R歯学部長から、歯学部学生に HIV 感染者が現れたことを踏まえた説明があった後、感染学生への対応等について検討する歯学部感染対策委員会を設置することが提案・承認された。委員会は教育委員長(V教授)、補導委員長(U教授)、口腔病理学講座教授、口腔細菌学講座教授、附属病院院内感染対策委員会委員長の5名で構成され、歯学部長も必要に応じて出席することとなった。

この歯学部感染対策委員会は、4月27日に第1回会合が開催され、その後平成7年12月14日までの間に合計15回開催された。委員会では、教職員や学生に HIV 感染者が生じた場合の対応の在り方についてのガイドラインの作成、HIV 感染学生(A)に対する教育の在り方、臨床実習の実施の可否、実習方法、範囲、進路指導及び文部省への説明等について意見交換が行われた。

### 4. 歯学部のその後の対応

平成6年3月8日の初めての面談以降、同年12月ころまでの間、U教授がAとの個別面談を月に1回

程度の頻度で行い、Aらと歯学部3教授との面談も、同年6月24日及び10月27日の2回行われた。

なお、同年11月16日に5年次の進級判定が行われ、その結果、Aは単位不足で留年となった。

## 5. TBSテレビの番組

平成7年5月31日 TBSテレビの番組「スペースJ」が放映された。その題名は、「実名公表、エイズ(HIV)感染者、ある歯学部生の選択」というもので、その内容は、Aが歯科医を目指す学生であるという特異な状況、卒業のためには臨床実習が必須であり、そこでは第三者に対する感染の可能性がないとはいえないこと、Aと同性愛仲間との交友状況、Aが幼少時にオカマと呼ばれた苦い思い出、公開ラジオ番組で実名を公表したいというAとこれに反対する家族とのやりとり、実名公表の状況、大学の学生にHIV感染者が存在することが判明したことによる大学側の苦悩、死に対するAの不安、教育の機会が得られなければそれは差別となるという弁護士の意見などが取り上げられた。

## 6. 本件開示について

平成7年6月8日 V教授は、自分の教授室から外来にいたO教授に電話し、同教授に対し、AのHIV検査データ、最近の健康状態及び通院状況についての問い合わせをした。

歯学部側では、Aの病状に関するデータを1年以上前にO教授から説明を受けて以来正確に把握していなかったことから、今後予想されるAの臨床実習の実施方法等を検討するための基礎資料として、最新のデータを得る必要性があった。

V教授からの問い合わせに対し、O教授は、歯学部が歯学部3教授を中心に、Aの勉学環境を整え、支援していこうとしていることを自ら確認したとの認識であったこと、またそのことについては、Aも好意的に受け止めているものと認識していたこと、Aの健康状態や通院状況についての情報は、Aの勉学環境を整えていく上で当然に必要であり、またそのような趣旨でV教授に対して開示することについてはAに

おいても格別異存がないと考えたことなどから、Aの承諾を得ることなく、V教授に対し、Aのカルテの記載に従って、「病状は全身倦怠感と、ときどき発熱があるようだ。検査データでは血糖値の上昇とリンパ球の軽度の減少がある。CD4とCD8との比は0.5前後で横這い状態にあり、良くもなく悪くもない。大きな変化はない。」という内容の説明をした。

## 【争点】

本件開示は正当な理由に基づくものといえるか。

## 【判決の概要】

### (1) 本件開示の動機

O教授は、V教授がO教授にAの病状等を問い合わせたのは、歯学部におけるAの臨床実習をどのように実施するかの方策を立てる基礎資料をするためであった。

### (2) 動機の正当性

臨床実習を行う歯学部としては、Aが臨床実習に際して日和見感染を起こす可能性がないかどうか、実習患者や指導教官の理解を得られるかどうか、あるいはAが精神的・体力的に臨床実習を履修することができるかどうかなどを判断するために、Aの病状を把握する必要性があったというべきところ、本件開示の直前、歯学部では、Aの病状、特に免疫機能の低下状況については一年以上前にO教授から説明を受けただけで、その後の推移は正確に把握していなかったものである。

そして、本件開示に係るAの血糖値、リンパ球の量、CD4とCD8の比などは、HIV感染症のAの健康状態を端的に表すものであって、臨床実習におけるAの診療行為がどの程度安全かを判断する基本的な資料になるものである。

以上の各事情を総合すると、V教授やO教授の前記認定に係る「HIV治療に係る検査結果などのAの健康状態や通院状況を把握することは、Aの学生生活を支えていく上で当然に必要なことである」という

本件開示に関する動機は、極めて正当なものであったと評価することができる。

### (3) 本件開示に係る双方(O教授とV教授)の立場

V教授は、歯学部教育委員長及び歯学部感染対策委員会の委員長の立場にあり、歯学部におけるAの学業継続の支援体制の中で中心的役割を果たしていた人物であり、他方、O教授は、そのようなV教授からの打診により、歯学部3教授と会談し、Aらと歯学部3教授との面談に立ち会い、歯学部教授懇談会において講演していたものであり、その際、Aの病状について説明をしたものである。

O教授は、歯学部の支援体制の中心的人物がV教授であることを十分認識していたものであることが明らかである。

そうすると、O教授において、V教授からのAの当時の病状についての問い合わせに対して回答したとしても、開示した情報はあくまでも歯学部の中で臨床実習の可否等について検討する資料として利用されるにとどまり、そのデータが歯学部外に公表されることはないものと信頼したことは相当であったといえるべきである。

したがって、HIV感染者のプライバシー保護の観点からみても、O教授が本件開示を行った相手が不相当であったとはいえない。

### (4) 本件開示に係る情報の秘密性

- ① Aは、HIV感染の事実を歯学部教授らに開示しており、感染の事実は歯学部教授内においては周知の事実となっていたこと
- ② Aは、平成6年3月8日の会談の際に、O教授がAの病状に関する情報を歯学部3教授に教示したことについて何ら格別の異議を述べていないこと
- ③ 本件開示において、開示された内容は、血糖値リンパ球、CD4とCD8の比という客観的なデータであり、またそのような客観的データを、一般に内容の正確性について信頼の高いカルテの記載に基づいて説明したのであ

るから、開示した相手に誤った認識を与える可能性も少なかったこと、特に、V教授は、平成8年3月8日の会談の際に、O教授からAの病状について、同様のデータについての説明を受けているのであるから、誤解を与える可能性は一層低かったものといえること

- ④ 本件開示によれば、Aの病状は、1年3か月前の平成6年3月8日におけるものと比較してもほぼ横這いの状況にあり、右病状に関するデータがAがHIV感染者であることを知っている者に知られてもAに格別の不利益をもたらすものであったとは必ずしもいえないことが認められる。

そうすると、前記判断のとおり、HIV感染者の免疫機能の状態に関する情報は、それ自体、高度の秘密性を有するものではあるが、各事情及び前記②及び③で述べた事情の下においては、本件開示に係る情報は、少なくとも歯学部V教授との関係では、Aにおいて、およそ開示を欲しないという性質のものであったとは認められない。

## 【コメント】

### 1. 問題の所在

医師には「守秘義務」があると言われるが、具体的な事例に則して考える機会は少ないかもしれないと思ひ、今回はこのテーマを採り上げた。

法律上の具体的な規定としては、刑法134条(秘密漏示罪)で、医師は「正当な理由」なく人の「秘密」を漏らしてはならないとされている。

この医師の守秘義務は、刑事処罰の対象だけでなく、民事の債務不履行や不法行為としての損害賠償責任も問題となる。つまり、医師と患者との間には診療契約という契約関係があるが、診療契約の内容として「医師は正当な理由なく患者の秘密を漏らさない」という義務が医師に課せられており、この義務に違反した場合、債務不履行として損害賠償責任が生じることになる。

本判例は、I病院の医師(O教授)が、HIV 感染症に係るAの病状をAの承諾なくH大学歯学部V教授に対して漏示したことが診療契約上の守秘義務違反にあたる、として慰謝料1000万円の支払を求めた事案である。

## 2. 「秘密」とは何か

守秘義務違反とされるためには、まず人の「秘密」であることが必要である。

「秘密」とは、少数者しか知られていない事実で、他人に知られることが本人の不利益となるものをいい、誰でも知っている事実は秘密とは言えない。一般に知られていない事実であれば、特定の範囲の人にしか知られていない事実や違法な事実も秘密となり得る。したがって、たとえば、診察した結果、患者が違法薬物を使用していたことを知った場合、違法薬物を使用していたという事実は秘密になりうる(ただし、捜査機関への通報が正当行為にあたるとした最高裁判例がある。)

しかし、本人が秘密であることを希望すれば全てが「秘密」となるわけではなく、一般人からみて保護に値すると認められなければ「秘密」とは言えない。要は、患者が秘密と希望しただけでは、「秘密」とはならない。

判例では、私人間の争いではないが、国家公務員法100条1項に規定されている「秘密」について、「非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいい、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をただけでは足りない。」と判示しており(最高裁昭和52年12月19日決定など)、守秘義務違反における「秘密」も同様に考えられる。

本判例の場合、「エイズ発症の不安をHIV感染者が常に抱えていることは容易に想像でき、それゆえ、エイズ発症の可能性の指標になるCD4に関する検査データはもちろんのこと、HIV 感染者の病状に関するデータは、感染者本人が極めて重大な関心を抱く情報であり、また感染者が一般的に公開を欲し

ないであろう性質を有するものといえる。」「このようなことから、HIV 感染者の病状、特に免疫機能に関する情報は秘密性が非常に高いということができ、したがって、HIV 感染患者の診療に携わる医療従事者は、その患者の診療上知り得た右のような HIV 感染者の病状については、診療契約上相当高度な守秘義務を負うというべきであり、正当な理由がないのに右データを第三者に漏らした場合には、診療契約上の債務不履行責任を負うものと解すべきである。」と一般人からみて保護に値するかどうかを基準に「秘密」にあたるとしている。

## 3. 「正当な理由」とは何か

医師が患者の秘密に該当する事実を開示したとしても、「正当な理由」がある場合には、刑法上の秘密漏示罪に当たらないだけでなく、債務不履行責任も問われない。たとえば、①法令行為等、②第三者の利益を保護する場合、③承諾がある場合などは、「正当な理由」が認められることに問題はないだろう。

もっとも、「正当な理由」あたるかどうかは一義的に決まるものではなく、秘密を守る利益と秘密を漏らすことによって得られる利益とを比較して決められる。したがって、個別の事例ごとに事実関係を十分に検討し、社会常識の観点から公正に判断をしていくことになる。

本判例では、

- ① 本件開示の動機
- ② 動機の正当性(歯学部がAの学生生活を支えていくために HIV 治療に係る検査結果などのAの健康状態や通院状況を把握するという動機とその正当性)
- ③ 本件開示に係る双方(開示したO教授と開示の対象であったV教授)の立場(開示の対象であったV教授は、歯学部の支援体制の中心的人物であったこと)
- ④ 本件開示に係る情報の秘密性(Aは、HIV 感染の事実を歯学部教授らに開示しており、

感染の事実は歯学部教授内においては周知の事実となっていたこと)などに関する事実関係を詳細に検討した上で、本件開示を「正当な理由」があると認定している。

#### 4. まとめ

本件は、医師の守秘義務違反が問われた事案であるが、本件開示がAの治療を担当したI大第3内科とAの通院していたH大歯学部という極めて限定的な範囲で行われたこと、しかも、AはH大歯学部にはHIV感染の事実を報告していたという特殊性が存在したことから、結論としては守秘義務違反が否定された。

本件と同様にHIV感染に関する情報の開示が問題となった事案としては、労働者の採用時におけるHIV抗体検査において、医療機関がHIV抗体検査を行うに当たり、被検者に実施および結果通知についての同意の有無を確認せず、漫然と検査を実施し、その結果を依頼者(使用者)に伝えたことがプライバシーを侵害する不法行為に当たるとされたものがある(東京地裁平成15年5月28日判決、同種の事案として千葉地裁平成12年6月12日判決)。

本件のように、非常にセンシティブと考えられる疾病に関する情報が漏洩した場合、当該患者の不利益は非常に大きいことから、その正当性が認められるケースは極めて限定的であると考えられる。ゆえに、たとえ開示先が患者の雇用主であるといえども、医師が患者本人の承諾なしに情報を提供することは、原則として不法行為責任を問われることになるであろう。

HIV感染のように二次感染を予防する必要がある場合、情報共有の一環として、どの程度当該情報を開示すべきか。たとえば家族に対して開示すべきか、また学校または就業先などに対して開示すべきか、医師として非常に悩ましいケースに直面することもあるかもしれないが、本人の承諾が存在することが基本であると考えべきである。

本件裁判例は、AがHIV感染の事実を歯学部教

授らに開示していたこと、O教授がAの病状に関する情報を歯学部3教授に教示したことについて何ら格別の異議を述べていないことなどの事情が、本人の承諾に類似するものがあつたとして本件開示の正当性を結論づけたものと言えよう。

#### 【参考文献】

判例時報1697号73頁、判例タイムズ1136号114頁、労働判例785号10頁

#### 【メディカルオンラインの関連文献】

- (1) [HIV/AIDSの診断基準](#)
- (2) [日和見感染症](#)
- (3) [日本の大学生におけるHIV感染経路に関する知識と偏見との関連-性差に焦点を当てて-](#)
- (4) [抗HIV診療ガイドラインに基づくHIV感染症/AIDSの診療](#)
- (5) [HIV増殖機構と抗HIV薬の作用機序](#)
- (6) [HIV感染症/AIDS治療の進歩と今後の展望](#)
- (7) [多剤併用療法\(HAART\)の最新知見](#)
- (8) [HIV感染症診療に必要な検査](#)
- (9) [院外から診療情報の提供を求められた場合の対応について](#)
- (10) [病院情報システムと個人情報保護](#)